

番号法（マイナンバー法）の改正により、平成30年1月1日から預金口座にマイナンバーが付番されることとなります。

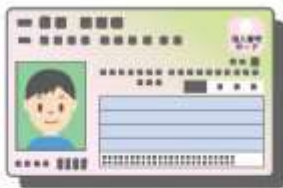
新規口座を開設する際や、既に口座をお持ちのお客さまにもマイナンバー届出のご協力をお願いすることとなります。

マイナンバーの届出にご協力ください。

個人の
お客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード



または

住民票の写し
(マイナンバーあり)



+

運転免許証などの本人確認書類※1



※1 顔写真付きのもの（運転免許証、パスポートや住基カードなど）であれば1点
顔写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）であれば2点

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくは各店窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

改正に伴って、個人番号の利用目的の変更（追加）を下記のとおり行います。

1. 個人番号の利用目的等の変更内容

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑧ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑨ 預貯金口座付番に関する事務

※下線部が変更（追加）となった箇所です。

2. 個人番号の利用目的等の変更日

上記の個人番号の利用目的等の変更日は、平成30年1月1日と致します。



**不正な勧誘や
個人情報取得に
ご注意ください!**



**金融機関の職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、
金銭を要求することはありません。**



当組合は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。